

第6章 廃棄物処理計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、廃棄物の処理に関して、それぞれの責任と役割を認識し、相互に協力、連携して積極的に取り組んでいくことが必要である。

1 各主体の責務・役割

(1) 県民

県民は、日常生活の中でごみの排出者であり、その処理について自らの問題であることを自覚し、従来の大量消費、大量廃棄型の生活様式から、環境への負荷の低減された循環型の生活様式への転換を図っていく必要がある。

こうした観点から、できるだけごみを出さない（リデュース）、出たごみはできるだけ再使用する（リユース）、または資源として利用する（リサイクル）という3Rを推進していくことが求められる。

○主な具体的行動

- ・買い物時には、マイバッグ（買い物袋）を持参する。
- ・詰め替え商品、ばら売り、簡易な包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたものなど、廃棄物の減量につながる商品を選択する。
- ・修理・修繕するなど、ものを大切に長く使用する。
- ・短期間の使用の場合には、レンタル商品を活用する。
- ・食品を買い過ぎない、料理を作り過ぎないことに心がけ、食べ残しや廃棄食品をなくす。
- ・生ごみの水切りの徹底、生ごみの堆肥化など、ごみの減量化に努める。
- ・不用品のフリーマーケットやバザーへの出品、物品交換情報などを活用した再使用に努める。
- ・市町村が定めるごみの排出ルールに基づいた分別の徹底、各種リサイクル法等に基づくリサイクル料金の負担や適正な引き渡しを行う。

(2) 事業者

ア 排出事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識し、生産工程や流通・販売過程において可能な限り廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用、再生利用を行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。

また、拡大生産者責任の考えの下、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生する廃棄物について、減量化、資源化及び適正処理を考慮した製品の設計に努める必要がある。

○主な具体的行動

- ・原材料の選択や製造工程の工夫等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制、

再使用、再生利用に努める。

- ・廃棄物を廃棄物処理業者に委託するときには、適正な対価の負担、マニフェストの交付など排出者としての責任を履行する。その際、優良な廃棄物処理業者を選択することは、不適正な処理が行われるリスクの低減に有効である。
- ・拡大生産者責任の考えの下、自ら生産する製品について、消費や廃棄の段階においても、適正なリサイクルや処分に一定の責任を有することを認識し、製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な製品の開発、できるだけ廃棄物を発生させない製品の製造などに努める。
- ・グリーン購入やオフィス事務からの紙ごみの削減等を推進する。

イ 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、その中で廃棄物の減量化や資源化に努め、適正な処理を行うことが求められる。

廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する住民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要である。

また、循環型社会の形成を担うため、循環ビジネスへの取組が期待される。

○主な具体的行動

- ・廃棄物処理施設の設置や運営に当たっては、地域環境等に配慮した施設づくりを行うとともに、周辺住民への十分な説明や処理情報等の公開を行い、信頼の確保に努める。
- ・排出事業者に対し、廃棄物減量化や分別排出等に関して助言や提案をする。
- ・リサイクル産業への積極的な進出やリサイクル技術の開発に努める。

(3) 市町村

市町村は、その行政区域内における住民に最も近い位置の自治体として、地域の一般廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用を促進する必要がある。排出される一般廃棄物についてはその処理責任の下、地域の環境に配慮した適正処理を推進するとともに、循環型社会の形成に向け、啓発活動や情報提供などにより、住民、事業者の取組を促進することが求められる。

また、廃棄物を適正に処理するためには、地域間の連携、協力も不可欠となっているため、市町村間、市町村と県等と連携、協力し施策を推進する必要がある。

○主な具体的行動

- ・住民による自主的な3Rの行動が進むよう、適切な普及啓発・情報提供に努める。
- ・先進的な取組事例等を参考に、分別収集体制や再生利用の取組などの改善に努める。
- ・ごみ処理の有料化など、経済的手法を活用した排出抑制の導入について検討を進める。

- ・一般廃棄物処理業務について、収集・処分に係るコスト分析を行い、経済的・効率的な事業運営に努める。
- ・資源循環の観点に加え地球温暖化対策にも配慮し、ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化など）を推進する。
- ・地域住民や関係機関と連携し、不法投棄等の不適正処理の早期発見、早期対応に努める。
- ・グリーン購入、オフィス事務からの紙ごみの削減や、公共事業からのがれき類等の再資源化、上下水道汚泥の有効利用などを率先して行う。

（４）県

県は、広域的な観点から県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進と処理体制の確保など廃棄物に関する施策を総合的に推進する必要がある。

県として、県民、事業者、市町村の取組に対する支援や適正処理の確保など、循環型社会の形成に向け各種施策を展開する（県の施策は５章参照）ほか、廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置などについて、積極的に国に要望していく。

また、計画の実施による効果を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出等の実態を把握し、目標の達成のための適切な指導を行うなど、計画の着実な推進に努める。

２ 計画の進行管理

（１）目標達成状況の把握

一般廃棄物については、市町村等に対する一般廃棄物処理実態調査などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計し、目標の達成状況を把握する。

（２）進行管理

目標の達成状況については、県の環境白書やホームページにより公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会を通じて処理状況や施策の効果の分析、評価を行うなど、点検を行う。また、事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等で構成するごみゼロ社会推進あいち県民会議等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

こうした点検結果や社会情勢その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。